

## 「見守り」と「気づき」で高齢者の被害を防ごう

高齢者や障害者等、社会的弱者の消費者被害が急増しています。高齢者や障害者は自分自身で被害にあってることに気が付かなかったり、自ら相談することが少ないので発見が遅れ、被害が拡大する傾向が高いと言われています。このため未然防止や、早期発見をするには、地域社会全体で見守り、支援することが求められています。

### 見守りと気づきのポイント

#### (居室・居宅の様子)

- 不審な契約書や請求書、宅配業者からの不在通知などはないか
- 不審な健康食品、魚介類などはないか
- 新品の布団など、同じような商品が大量はないか
- 屋根や外壁などに不審な工事の形跡がみられないか
- 複数社から配達された新聞や景品類はないか
- 居室が不自然に散らかっていないか
- 不審な業者が出入りしている形跡はないか

#### (本人の言動や態度など)

- 不審な電話やメールのやり取りなどはないか
- お金に困っている様子はないか
- 預金通帳などに不審な出金の記録はないか
- 何を買ったか覚えていないなど、判断能力に不安はないか
- 元気がないなど困った様子はないか

「知らない電話には出ない」「その場で契約せず家族や周囲に相談する」など対応策も伝えましょう。地域の見守り活動や留守番電話機能なども活用しましょう。

困ったとき、心配なときは、お住まいの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください（消費者ホットライン 188）。家族や地域包括支援センターの職員など周囲の方からでも相談できます。

(参考：国民生活センターウェブサイト、 消費者庁ウェブサイト)

